

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

1 経過

平成28年4月に農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、本市においても平成29年7月に改正法に基づき、農業委員14名、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）11名からなる新たな農業委員会が発足したところです。

この改正法では、農地法等に基づく許認可事務に加え、農地等の利用の効率化及び高度利用の促進を図るため、農地等の利用の最適化の推進（①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進）が必須事務に位置付けられました。また、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成に努めるとされたことから、本市におきましても本指針を定めるものです。

2 指針の目的

本指針については、農地利用の将来ビジョンを描くもので、農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項において、農地等の利用の最適化の推進についての目標及び目標達成に向けた具体的な推進方法を定めるとされています。

また、この指針は、推進委員の現場活動における活動方針となるもので、指針に基づき活動していくこととなります。（法第17条第4項）

(1) 定めるべき目標等

- ① 遊休農地の解消面積及び方法
- ② 担い手への農地集積面積及び方法
- ③ 新規参入者数の増及び方法

(2) 決定等の方法

- ① 指針を決定又は変更しようとするときは推進委員の意見を聴かなければならない。（法第7条第2項）
- ② 指針を決定又は変更したときは遅滞なく公表する。（法第7条第3項）

3 農地の現状等

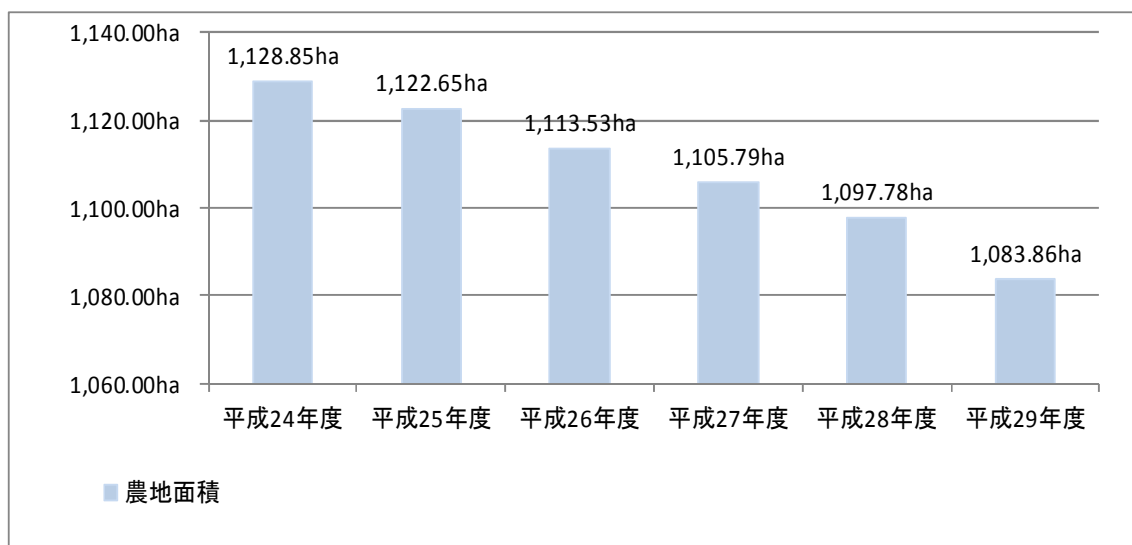
(1) 農地面積

本市では、露地・施設野菜、花卉、果樹、植木、畜産を中心とした都市農業地域として、市民等に新鮮かつ安全で多様な農産物を提供しているところです。これらの農地の分布状況を面積で見ると御所見・遠藤地区が約6割、長後・六会地区が約3割、残りの1割が本市南部地区となっています。

農地面積の状況としては、平成24年度の1,128.85haに対し、平成29年末で1,083.86haと44.99ha減少、率にして4%の減となっており、この主な原因としては、市街化区域内農地の減少ですが、市街化調整区域のうち市街化区域に接する地域の市街化の進行や農地転用なども一因と考えています。

なお、都市農地が都市内に「あるべきもの」へと位置づけが大きく転換されたなかで、平成29年6月には、生産緑地法の一部が改正されたことから、今後は、都市農地の保全・活用が見込まれ、農地の減少の抑制につながるものと考えています。

表1 農地面積の推移



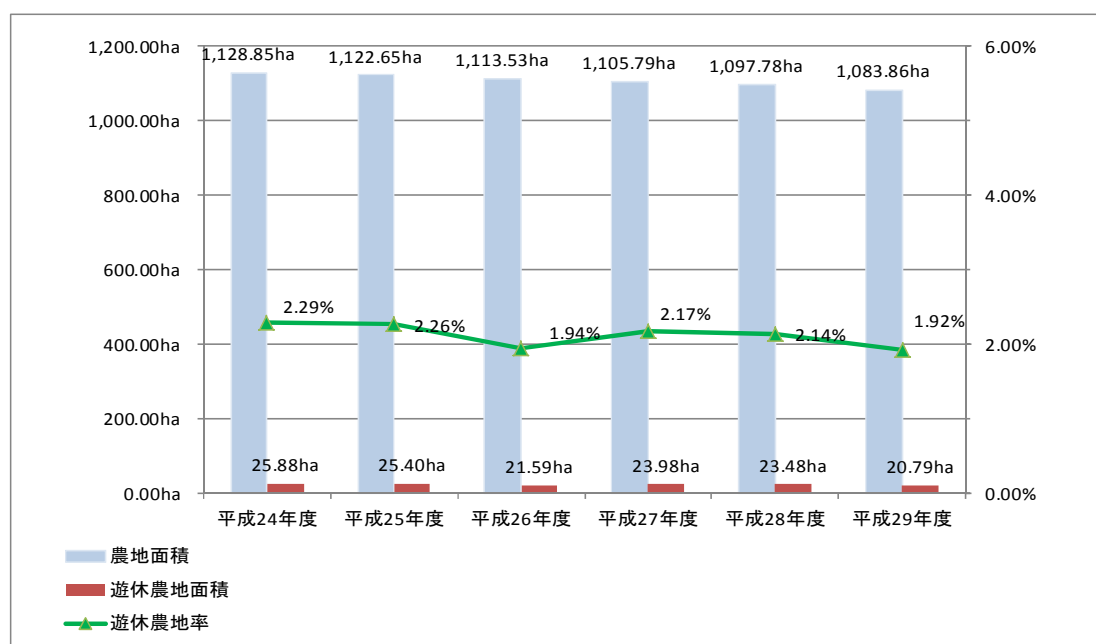
※農地面積は各年度1月1日現在の固定資産概要調書から引用、ただし平成29年度は、平成29年1月1日現在の数値から平成29年1月～12月までの農地転用許可及び届出面積を差し引いた数値とした。

(2) 遊休農地

農業委員会では、農地法第30条に基づく農地利用状況調査（農地パトロール）を毎年9～10月に実施し、遊休農地の把握・指導を行っています。遊休農地率は概ね2%前後で推移しています。

遊休農地の発生原因としては、農地所有者の高齢化、後継者不足によるものが主な原因と考えており、遊休農地の発生防止・解消の観点から担い手への貸付の斡旋等を行っています。

表2 遊休農地の推移



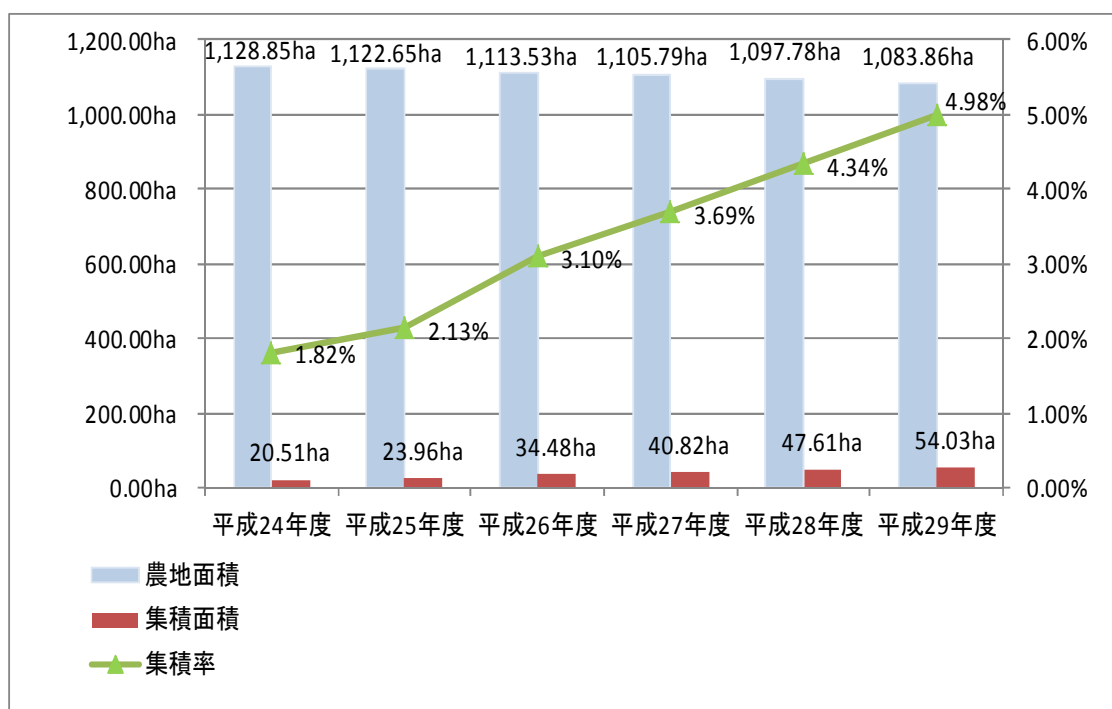
(3) 担い手への農地利用集積

農業従事者の高齢化・後継者不足により、近年、農地の貸付を希望する農地所有者も増加傾向にあることから、本市では農業経営基盤強化促進法に基づき農地の利用集積を図るべく、出し手と受け手のマッチングによる農地の斡旋に努めています。

これにより、平成24年度以降、年平均で約6haが新たに貸し付けられ、現在、全体で54.03ha、全農地面積の4.98%が担い手により耕作されています。

また、生産緑地地区については、税制改正により担い手への貸付を行っても、相続税の納税猶予が継続される見通しであることから、今後、貸し借りに対する需要も発生することも予想され、担い手への農地の利用集積を進めていく必要が生じてくると考えています。

表3 担い手への農地の利用集積状況の推移



現在の出し手・担い手の状況としては、出し手317名（共有含む。）、また、担い手としては個人128名、法人13事業体、農地中間管理機構である神奈川県農業公社の計142となっています。

なお、神奈川県農業公社では、借り受けた農地について農地中間管理事業として6名の農業者に貸し付けています。

表4 担い手の耕作状況（平成29年12月末）

区分	経営体数	筆数	面積 (ha)	備考
個人	128	727	45.95	
法人	13	96	7.08	
神奈川県農業公社	1	8	1.00	中間管理事業(6人)
計	142	831	54.03	

(4) 新規参入

新規参入に際しましては、就農前に市と農業委員会が就農希望者に対し、面談を行っています。

現在の状況といたしましては、平成20年度から現在まで31個人、6法人の計37経営体が新規参入しましたが、その後3個人、1法人が撤退し、現在は28個人、5法人の計33経営体となっています。

なお、新規参入者数については、平成26年9月に本市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想のなかで、新規参入者と農家後継に伴う就農者を合わせた新規就農者について年間10人としています。このことから指針についても当該構想と整合性を図った内容とします。

表5 新規参入の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
個人	1	1	4	1	2	5 (1)	3	7 (2)	5	2	31 (3)
法人			1			1 (1)	1	1	1	1	6 (1)

※ ()書きは、撤退数 (内書き)

4 農地等の利用の最適化の推進に関する指針 (案)

別紙のとおり

5 今後の日程

平成30年3月の農業委員会総会において決定後、公表予定

以 上

【参考】

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）（抜粋）

（農地等の利用の最適化の推進に関する指針）

第7条 農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない。

- 一 その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標
- 二 その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法

2 農業委員会は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かななければならない。

3 農業委員会は、第1項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（農地利用最適化推進委員の委嘱）

第17条

3 推進委員は前項の規定により農業委員会が定めた区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う。

4 前項の活動は、第7条第1項の指針が定められている場合には、当該指針に従って行わなければならない。

藤沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）

平成30年3月〇〇日
藤沢市農業委員会
会長 齋藤 義治

本市は、東京から50キロの首都圏内に位置し、北の相模台地の穏やかな丘陵から南は湘南海岸に面して相模湾をのぞむ自然環境に恵まれた気候温暖な環境のもと、都市農業地域として露地・施設野菜、花卉、果樹、植木、畜産を中心とした農業経営により、市民はもとより首都圏住民に対し新鮮かつ安全で多様な農産物を提供している。

その一方で、本市においても都市化の進行による農地の減少、農家の後継者不足や高齢化による農地の遊休化、また、担い手不足など様々な課題を抱えている。このような状況の中、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正され「農地等の利用の最適化の推進（①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用集積・集約化、③新規参入の促進）」が農業委員会の重点事務として明確に位置付けられたところである。

このことから、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化の推進を図るべく農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行っていくものである。

さらに、都市農地については、その位置づけが都市内に「あるべきもの」へと大きく転換されたなか、平成29年6月には生産緑地法の一部改正がなされており、今後、生産緑地地区の取り扱いに係る制度も改正される見通しであり、都市農地の更なる保全・活用が見込まれている。

については、本市の特色である都市農業の持続と発展を図るため、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について次のとおり定めるものである。

なお、この指針は、平成35年度末を目標とし、3年毎の農業委員及び推進委員の改選期に取り組みについての検証・見直しを行うものとする。

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

区 分	管内農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (平成30年1月)	1083.86ha	20.79ha	1.92%
3年後の目標 (平成33年3月)	1052.71ha	19.00ha	1.80%
6年後の目標 (平成36年3月)	1027.03ha	17.05ha	1.66%

現状の管内農地面積は、平成29年1月1日現在の固定資産税概要調書記載の農地面積から本年1月から12月までの農地転用許可及び届出面積を差し引いた面積とした。

【目標設定の考え方】

新規就農や農地のあっせん等により遊休農地の解消が図られる一方で、農業者の高齢化や後継者不足等により新たに遊休農地が発生している現状を踏まえ、農地所有者へあっせんの働きかけや新規参入（個人及び法人）を促進することにより遊休農地の発生防止・解消を図っていく。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ① 農業委員と推進委員による農地利用状況調査の確実な実施
- ② 利用状況調査結果に基づく是正指導及び利用意向調査の実施
- ③ 利用意向調査の結果、貸付希望のある農地についての農地中間管理機構への貸付又は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の推進
- ④ 耕作再開の意思表示のあった農地については、次の農地利用状況調査までの間、定期的なパトロールを実施
- ⑤ 農業委員及び推進委員で構成される遊休農地対策委員会での支援策の検討
- ⑥ 市民（農業者）協働団体による遊休農地の開墾・耕作の推進

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

区 分	管内農地面積	集積面積	集積率
現 状 (平成 30 年 1 月)	1,083.86ha	54.03ha	4.98%
3年後の目標 (平成 33 年 3 月)	1,052.71ha	74.30ha	7.06%
6年後の目標 (平成 36 年 3 月)	1,027.03ha	93.32ha	9.09%

現状の集積面積は、利用権設定及び中間管理事業に基づく中間管理権設定面積の計とした。

【目標設定の考え方】

農地所有者へ斡旋の働きかけや新規参入（個人及び法人）の推進及び農地中間管理機構の活用推進並びに農業経営基盤強化促進法に基づく取り組みにより農地利用集積率の向上をめざす。

(2) 担い手への利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ① 農業委員・推進委員が、人・農地プランなど地域の話し合いに参加、出し手・受け手へのアプローチを行うことにより農地の利用集積を推進
- ② 農地利用状況調査結果及び農業者（出し手）からの相談に基づく農地の斡旋情報について市ホームページへの掲載による農地利用の推進

- ③ 生産緑地地区については、市都市計画課との連携による見直しの進捗に応じた貸付の斡旋、担い手の確保についての検討
- ④ 農地中間管理機構との連携の推進
- ⑤ 市民（農業者）協働団体との連携による遊休農地の開墾・耕作の推進及び当該団体への集約の推進

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

区 分	新規参入者数 (個人)	新規参入者数 (法人)
現 状 (平成30年1月)	28人	5法人
3年後の目標 (平成33年3月)	37人	8法人
6年後の目標 (平成36年3月)	46人	11法人

新規参入者数の現状数値は、平成20年度から現在までの数値とした。

【目標設定の考え方】

新規参入者については、本市が平成26年9月に定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に沿った内容とした。この構想では、新規参入者と農家後継に伴う就農者を合わせた新規就農者の目標値として年間10人を掲げている。

また、近年の新規参入者が増加傾向にあり、今後も継続すると考えられることから、新規参入者数を年間で個人3人程度、また、雇用就農の受け皿となる法人については年間1社以上とした。

(2) 新規参入に向けた具体的な取り組み方法

- ① 神奈川県農業アカデミーや市農業水産課等関係機関との連携を図り、新規参入の手順や補助制度等の周知を図ることによる参入促進
- ② 新規参入相談において営農希望の内容の十分な聞き取りを行う。また、必要に応じて農地の斡旋を推進
- ③ 農業委員及び推進委員は、新規参入者又は新規参入希望者が地元との連携が図れるよう調整を図る。あわせて、参入後の営農しやすい環境づくりを推進

4 その他の施策

農地等の利用の最適化の推進に関する施策の充実を図るべく、上記のほか、次に掲げる施策の推進を図っていく。

(1) 農家後継者の育成、支援に対する検討及び市・関係機関等に対する要望

- (2) 首都圏近郊の都市農業地域の特色を生かした小売販売網の拡充を図るため、生産者と行政及び関係機関等との意見交換の推進

- (3) 行政及び農業関係団体による農業生産・消費に関する情報のさらなる集約・発信をするためのマーケティング調査等の施策の推進を図るため、行政及び農業委員会並びに農業関係団体等との連携による検討を進めるとともに、あわせて関係機関に対し都市農業振興に係る施策の充実に係る要望

以 上